

**「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会 ガバナンスコード
セルフチェックシートの評価「BまたはC」の場合の解決に向けて**

原則1 適切なクラブ運営を行うべきである。		
(1)	クラブとしての実体を備え、クラブの規約等を遵守しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 各競技でクラブ規約を会員に説明する機会を設ける。 活動場所などにクラブ規約を掲示し、会員が見られるようにする。
(2)	所属するクラブの団体及び会員について、代表者を中心として規約に基づく運営体制が整備されているか。	代表者で定期的に会を開き報告等の情報交換をする。
(3)	総会等、所属するクラブの代表者および会員の意見を、聴く機会が設けられているか。	<ul style="list-style-type: none"> 競技の代表者が定期会で役員等に意見を伝え、総会などで報告する。 クラブで意見申出の窓口をつくり、役員に伝える。
原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。		
(1)	所属するクラブの代表者および会員の総意として、組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 役員がクラブの基本方針（ミッション、ビジョン等）をクラブの活動に関わる関係者と対話しながら策定し総会などで同意を得る。 基本方針は、活動場所等で掲示する。
原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。		
(1)	所属するクラブの代表者および指導者に対し、体罰等の暴力行為の根絶に向けた指導の実施、又は研修等を促しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 総会や定期連絡会などを利用して、役員、指導者に対して研修会等を実施する。 指導者や代表者に対して、暴力行為、セクハラ、パワハラ、会員の安全確保などの研修会の受講を義務化する。
(2)	所属するクラブの代表者および指導者に対し、ハラスメントの防止に向けた指導の実施、又は研修等を促しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 総会や定期連絡会などを利用して、役員、指導者に対して研修会等を実施する。 指導者や代表者に対して、暴力行為、セクハラ、パワハラ、差別の禁止、違法行為の防止等の研修会の受講を義務化する。
(3)	所属するクラブの代表者および指導者による暴力行為やハラスメント行為が発覚又はその疑いが持たれた場合、適正に対応する組織体制が整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 会員等に対して暴力行為等が行われた場合の通報窓口をクラブで設け、市町担当課等への連絡を行う体制をつくっておく。 緊急連絡方法など連絡方法を会員に周知しておく。
原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。		
(1)	会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 会計は、クラブ内において複数の者がチェックする。経理担当と監査担当は別の者が行う。
原則5 組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。		
(1)	ホームページもしくは総会等で、財政状況や懲戒処分の規定について公表する等、透明性のある組織運営に努めているか。	<ul style="list-style-type: none"> 総会等で年度ごとの収支報告を行う。 会員の要請に応じ、情報について積極的に開示する。 クラブハウス等に掲示し、会員がいつでも見ることができるようにしておく。
原則6 事故防止等、危険性のある事象に対し、組織として適切に対応すべきである。		
(1)	所属するクラブの代表者および指導者は、事故防止及び緊急時の連絡体制を十分に行い、安全・安心な環境を確保できているか。	<ul style="list-style-type: none"> 活動に必要な対策を情報共有し、指導者には必要に応じて状況を報告してもらう。
原則7 公金を使って設置されたクラブであることを自覚し、市町と連携・協力して運営を行うべきである。		
(1)	市町および市町内のスポーツクラブ21の代表者と連携し、適正に対応する体制が整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 市町連絡協議会などへの積極的に参加する。